

5 消 安 第 4 5 4 7 号

令 和 5 年 11 月 8 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として別紙に掲げる成分を使用すること。



(別紙)

1. 植物性ペプトン
2. 鶏卵の卵黄成分